

ハローワークもりおか

平成22年 3 月 No.438

平成21年度第2回 「盛岡地域雇用対策推進協議会」が開催されました

去る2月22日（月曜日）に盛岡市の自治会館に於いて、今年度2回目の標記協議会を開催しました。

本協議会は、盛岡公共職業安定所管内における地方公共団体及び経済・商工団体等との雇用問題に関する連携を強化し、管内の雇用失業情勢の的確な把握と迅速な対応及び各種雇用対策の円滑な推進により、労働力需給調整機能の増進を図ることを目的に設置されたものであり、事務局を当所に置き、当所長を座長として、毎年定期的に行っているところです。

冒頭、千田所長はあいさつの中で「盛岡地域の雇用情勢は依然厳しく、求人倍率は21年12月0.44倍となっており、新規学卒者の内定状況についても非常に厳しい状況にあり、支援制度の活用などを含め、関係機関の連携をより強化していきたい」と述べていました。

盛岡所の各担当からは新規学校卒業予定者の職業紹介状況や対策業務、助成金制度等について説明が行われ、オブザーバー参加の岩手労働局からは雇用対策関係事業について説明が行われました。

その後、各機関・団体の主な雇用対策について、制度や利用状況の報告が行われるとともに、意見交換が行われました。

最後に、関係機関の連携の更なる強化を確認し閉会しました。



	○ 「盛岡地域雇用対策推進協議会」が開催されました	1
も	○ 建設労働者緊急雇用確保助成金について	2
く	○ 平成21年度公正採用選考人権啓発推進員研修会が開催されました	3
じ	○ 「盛岡・企業ガイドブック・ホームページ」のご案内	3
	○ 早期に65歳以上定年、希望者全員の継続雇用制度等の導入を！	4
	○ 最近の求人求職のうごき	4

建設労働者緊急雇用確保助成金について

～建設労働者の雇用の確保や安定に取り組む事業主を支援します～

建設投資が低迷する中、公共事業についても減少していくことが見込まれており、このことが建設業者の倒産や多くの離職者の発生など建設労働者の雇用に影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野の事業を開始し、当該事業に従事するために必要な教育訓練を行った場合や、建設業に従事していた労働者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた他産業の事業主に対し助成します。

建設業新分野教育訓練助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の中小建設事業主

支給要件

- ①建設業以外の事業（新分野事業）を新たに開始すること。
- ②雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る。）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき、有給で行うこと。
- ③教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者（被保険者）であって、教育訓練の終了後、引き続き雇用されること。 など

支給額 ①及び②の合計額を支給します。

- ①教育訓練に要した経費の2/3（1日当たり20万円、60日分を限度）
- ②教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額7,000円（上限。60日分を限度）

支給手続

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出ることが必要です。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日（賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日）の翌日から1か月以内に行ってください。

建設業離職者雇用開発助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の事業主で建設事業を営んでいない事業主

支給要件

- ①次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（被保険者）として雇い入れること。
 - ア 建設事業を行う事業所において、建設業に従事していた者
 - イ 建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主
- ②資本金、資金、人事等の状況からみて建設業離職者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと。 など

支給額

建設業離職者の雇入れ1人につき、事業主の規模に応じて、次の額を雇入れから6か月経過後及び1年経過後に半額ずつ支給します。

企業規模	6ヵ月後	1年後	合計
中小企業事業主	45万円	45万円	90万円
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円

支給手続

- このほかの支給要件等については、労働局・ハローワーク等に事前にご確認ください。
- 助成金の支給申請は、雇入れ日から6か月経過日の翌日から1か月以内に行ってください。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

平成21年度公正採用選考人権啓発推進員研修会 が開催されました

去る2月18日（木）に市内のホテルに於いて、公正な採用選考システムの確立を図ることを目的とした標記研修会が開催されました。

研修会には各企業の「公正採用選考人権啓発推進員」61社（70人）が参加する中で行われましたが、千田盛岡公共職業安定所長は、冒頭の

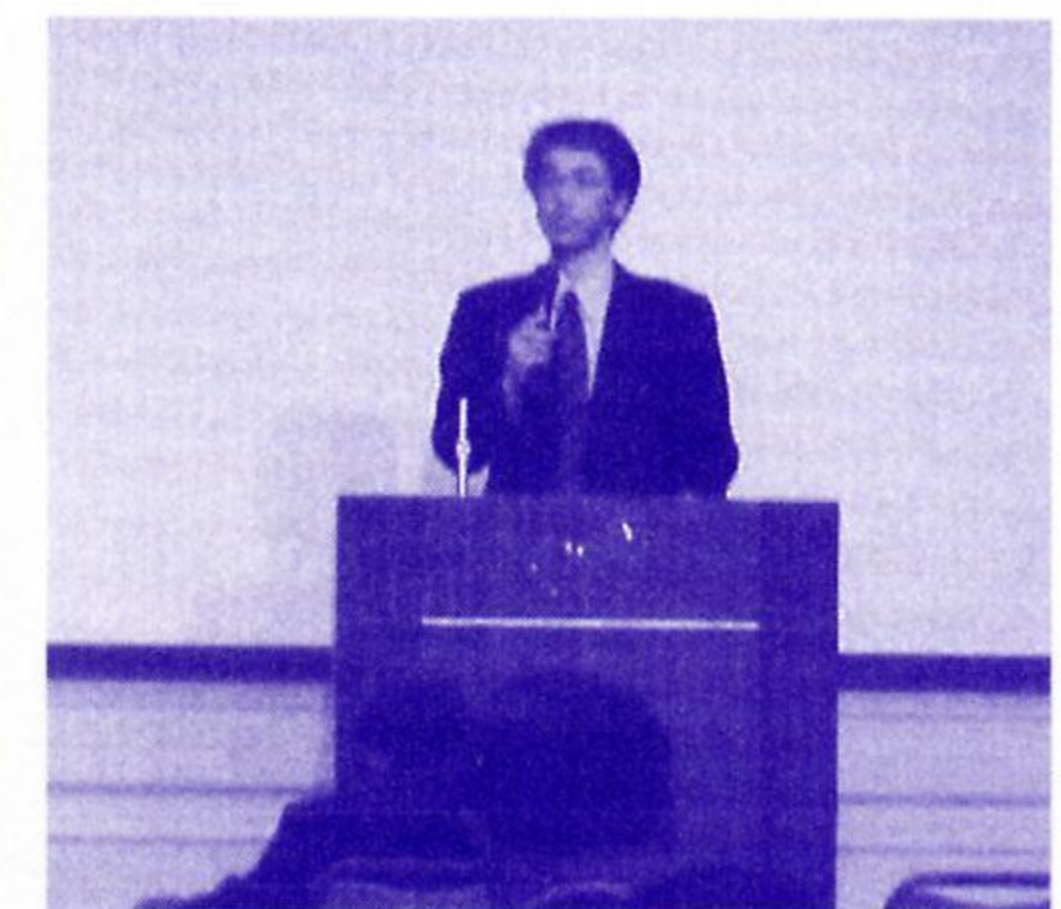


あいさつの中で、最近の雇用失業情勢をはじめ本制度に対する理解と協力について述べていました。

岩手労働局、盛岡所の各担当官からは、制度のほか雇用失業情勢や制

度に係る留意点等について説明が行われ、続いて盛岡地方法務局からは「人権擁護をめぐる諸情勢について」と題して、同和に関する歴史や問題について説明が行われました。

最後に、人権啓発推進DVDの上映が行われ、制度への理解と協力をお願いし閉会となりました。



『盛岡・企業ガイドブック・ホームページ』 2011年度版掲載企業を募集中！（再掲）

盛岡地域雇用開発協会では、地元労働力確保のために情報提供資料として活用され好評を得ている「盛岡企業ガイドブック」及び「盛岡企業ガイドホームページ」2011年度版への掲載を希望される企業を下記により募集しています。

多くの企業が掲載ご利用くださるようお願いします。

発行誌名	「盛岡企業ガイドブック」2011年度版
発行者	盛岡地域雇用開発協会「監修・盛岡公共職業安定所」
仕様版型	A5（冊子）サイズ（表紙等カラー印刷、事業所案内2色刷り、ホームページはカラーになります）
発行部数	3,500部
配布先	県内大学、短大、専門学校並びに全国の大学。全国6ヶ所の学生職業センター並びにUターンセンター。盛岡学生職業相談室を利用する生徒、各就職面接会参加者、県内各中学校、高等学校を卒業予定で就職を希望する者。
原稿締切	平成22年3月12日（金）
発行日	平成22年4月13日（火）
その他	掲載は、ガイドブックとホームページ併用、ガイドブックのみ或いはホームページの掲載も可能です。
申込方法	所定の申込書に原稿を添えて、盛岡地域雇用開発協会へお申し込みください

早期に65歳以上定年、65歳以上希望者全員の 継続雇用制度等の導入を！

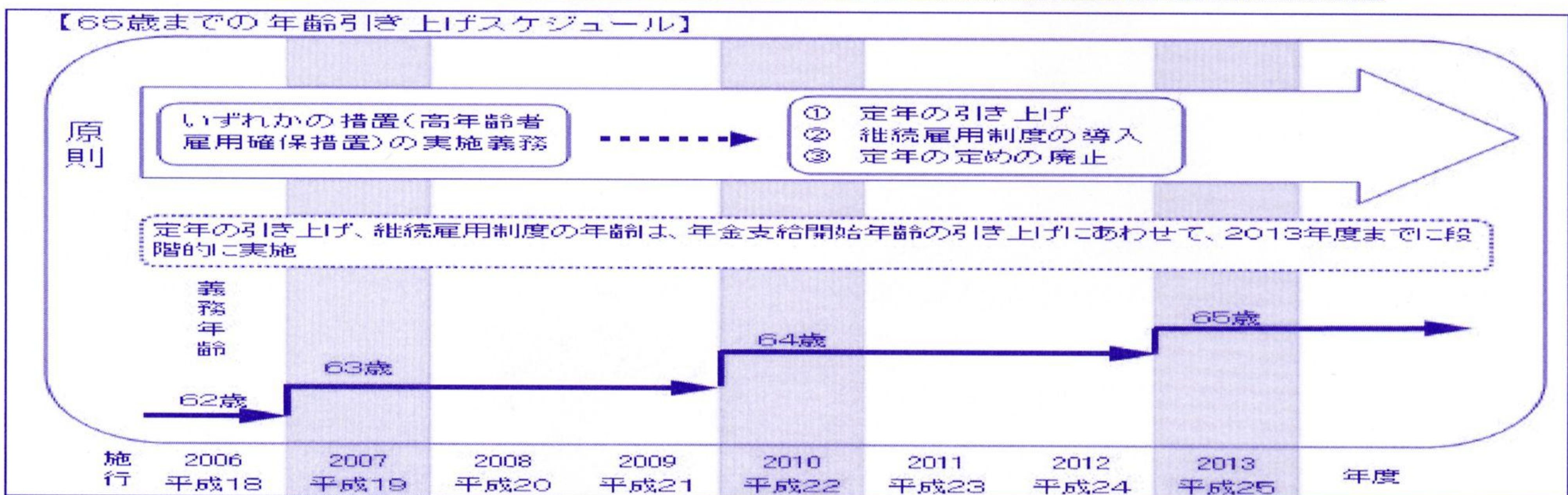
★ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③までのいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度（希望者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
- ③ 定年の定め廃止

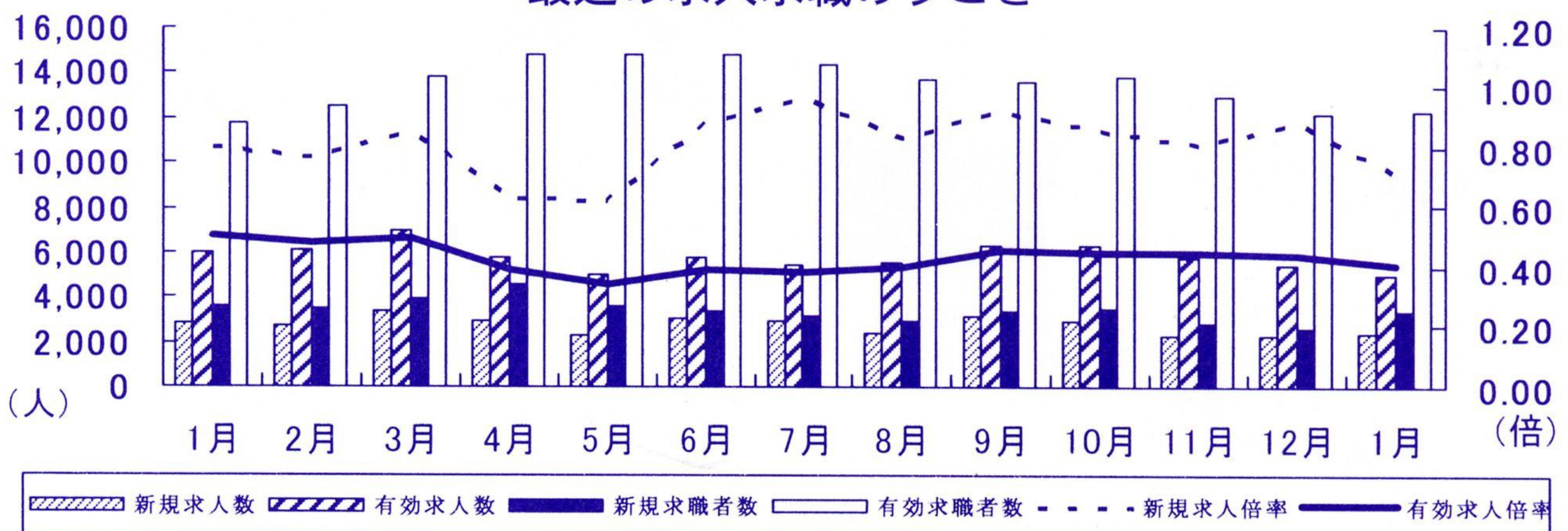
★ 高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールに合わせ、次のように引き上げられます。

- 平成22年3月31日まで・・・義務対象年齢63歳
- 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで・・・義務対象年齢64歳
- 平成25年4月1日から・・・義務対象年齢65歳

【65歳までの年齢引き上げスケジュール】



最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312